

## 役員及び評議員の報酬等に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人友朋会(以下「この法人」という。)の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と合わせて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の理事 無報酬
- (2) 非常勤の理事 報酬は日額とし、理事会への出席(テレビ会議等での参加、決議省略による場合を含む)の都度、5,000円とする。
- (3) 評議員 報酬は日額とし、評議員会への出席(テレビ会議等での参加、決議省略による場合を含む)の都度、5,000円とする。
- (4) 監事 ①理事会への出席(テレビ会議等での参加、決議省略による場合を含む)の都度、5,000円とする。  
②監査の実施に伴う監事報酬は100,000円とする。

### (費用弁償)

第4条 役員等が、その職務を行うために要する費用を弁償する。

- 2 費用の弁償の額は実費とする。
- 3 費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(公表)

第5条 この法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補足)

第6条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第7条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規定は、平成29年6月26日から施行し、同日以後に行った職務に係る報酬及び費用について適用する。

附則 平成30年3月30日改訂

附則 令和4年3月1日改訂